

# 千葉県報

定例  
令和5年9月5日

## 目次

- 告示  
土地改良区定款の変更認可（三件） 一
- 保安林予定森林（三件） 一
- 解除予定保安林 二
- 千葉県海における漁業の免許（二件） 二
- 内水面における漁業の免許 五
- 内水面における第五種共同漁業権遊漁規則の認可 六
- 公告  
環境影響評価方法書の送付及び縦覧等 二四
- 土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧（二件） 二五
- 特定調達公告 二五
- 入札公告 二五
- 落札者等の公告（十一件） 二七

## 告示

### 千葉県告示第三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、松戸市矢切土地改良区の定款の変更を令和五年八月二十八日付けで認可した。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県告示第三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、茂原市新治土地改良区の定款の変更を令和五年八月二十五日付けで認可した。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県告示第三百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、いすみ市南大原土地改良区の定款の変更を令和五年八月二十五日付けで認可した。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

### 千葉県告示第三百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

#### 一 保安林予定森林の所在場所

東金市東金字谷一、五一八番八

#### 二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

#### 三 指定施業要件

##### 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を千葉県農林水産部森林課及び東金市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 千葉県告示第三百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

#### 一 保安林予定森林の所在場所

君津市西原字小田野下一、五〇六番

#### 二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

#### 三 指定施業要件

##### 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

遊漁規則一覧表(その一)

内区第三号	内区第三号	長生郡長生村一松丙二、二六一番地二	一松内水面漁業協同組合
内区第四号	内区第四号	長生郡白子町刺金二、七二七番地	南白亀川漁業協同組合

備考 公示番号とは、令和五年五月十二日に作成された内水面漁場計画に定める公示番号をいう。

千葉県告示第三百四十六号  
 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第七十條第一項の規定により、令和五年九月一日付で内水面における第五種共同漁業権遊漁規則を次のとおり認可した。  
 令和五年九月五日  
 千葉県知事 熊谷 俊人

遊漁規則の名称	漁業権者の名称及び住所	漁業権の免許番号	遊漁の承認及び遊漁料の納付義務	遊漁について の制限の範囲	漁具漁法の制限 (使用の範囲)
養老川漁業協同組合 内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則	養老川漁業協同組合 市原市国本六四番地の一	内共第一号	一 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 二 遊漁の承認申請は、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあっては口頭で、その他の場合にあっては別記様式第一号の遊漁承認申請書の提出又はオンラインシステムによりしなければならない。 三 組合は、遊漁の承認申請があったときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあってはこの規則の違反者に対する措置を行った場合を、その他の場合にあっては当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護若しくは組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又はこの規則の違反者に対する措置を行った場合を除き、承認をするものとする。	四 遊漁者は、直ちに、遊漁料を組合に納付しなければならない。	手釣、竿釣、たも網、さ手網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。 四手網(網目の大きさが一・六センチメートル以上)
小櫃川漁業協同組合 内共第二号第五種共同漁業権遊漁規則	小櫃川漁業協同組合 君津市川俣旧押込六〇番地一	内共第二号	一 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 二 遊漁の承認申請は、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあっては口頭で、その他の場合にあっては別記様式第一号の遊漁承認申請書の提出又はオンラインシステムによりしなければならない。 三 組合は、遊漁の承認申請があったときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあってはこの規則の違反者に対する措置を行った場合を、その他の場合にあっては当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護若しくは組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又はこの規則の違反者に対する措置を行った場合を除き、承認をするものとする。	四 遊漁者は、直ちに、遊漁料を組合に納付しなければならない。	手釣、竿釣、たも網、さ手網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。 たも網(直径五センチメートル以下) さ手網(端口五センチメートル以下)
湊川漁業協同組合 内共第三号第五種共同漁業権遊漁規則	湊川漁業協同組合 富津市長崎三一三番地	内共第三号	一 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 二 遊漁の承認申請は、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあっては口頭で、その他の場合にあっては別記様式第一号の遊漁承認申請書の提出又はオンラインシステムによりしなければならない。 三 組合は、遊漁の承認申請があったときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあってはこの規則の違反者に対する措置を行った場合を、その他の場合にあっては当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護若しくは組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又はこの規則の違反者に対する措置を行った場合を除き、承認をするものとする。	四 遊漁者は、直ちに、遊漁料を組合に納付しなければならない。	手釣、竿釣及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。 六月一日から三十日間 は、手釣及び竿釣を除き、あゆの遊漁をしてはならない。
夷隅川漁業協同組合 内共第四号第五種共同漁業権遊漁規則	夷隅川漁業協同組合 夷隅郡大多喜町小谷松四七番地二	内共第四号	一 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 二 遊漁の承認申請は、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあっては口頭で、その他の場合にあっては別記様式第一号の遊漁承認申請書の提出又はオンラインシステムによりしなければならない。 三 組合は、遊漁の承認申請があったときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあってはこの規則の違反者に対する措置を行った場合を、その他の場合にあっては当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護若しくは組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又はこの規則の違反者に対する措置を行った場合を除き、承認をするものとする。	四 遊漁者は、直ちに、遊漁料を組合に納付しなければならない。	手釣、竿釣及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。 六月一日から三十日間 は、手釣及び竿釣を除き、あゆの遊漁をしてはならない。
南白亀川漁業協同組合 内共第五号第五種共同漁業権遊漁規則	南白亀川漁業協同組合 長生郡白子町刺金二、七二七番地	内共第五号	一 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 二 遊漁の承認申請は、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあっては口頭で、その他の場合にあっては別記様式第一号の遊漁承認申請書の提出又はオンラインシステムによりしなければならない。 三 組合は、遊漁の承認申請があったときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあってはこの規則の違反者に対する措置を行った場合を、その他の場合にあっては当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護若しくは組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又はこの規則の違反者に対する措置を行った場合を除き、承認をするものとする。	四 遊漁者は、直ちに、遊漁料を組合に納付しなければならない。	手釣、竿釣及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。

							遊漁の期間	
							あゆ	
にじます	うなぎ	うぐい	おいかわ	ふな	こい			
	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで	一月一日から十二月三十一日まで	（公表は、組合及び湖観光企業組合に揭示するほか、組合のウェブサイトによって行う。）	ては、イカリ針の場合一本まで、チラシ針の場合は三本までとする。	間は、手釣及び竿釣を除き、あゆの遊漁をしてはならない。
	同上	同上	同上	同上	同上		六月一日から三十日までの間で組合が定め公表する日から九月三十日まで及び十月一日から三十一日まで（公表は、組合事務所に掲示して行う。）	
	同上	同上	同上	同上	同上		六月一日から九月三十日まで	
	十一月まで	十一月まで	同上	同上	同上		六月一日から九月三十日まで及び十二月一日から三十一日まで	
	同上			同上	同上			

	わかさぎ
遊漁の禁止区域及び期間	十月一日から三十日までの間で組合が定め公表する日から三月三十一日まで(公表は、組合及び組合が委託する高滝湖観光企業組合に掲示するほか、組合のウェブサイトに於て行う。)
女房渚(市原市飯給) 立野下の瀬(市原市山口字立野下) 二瀬上流(市原市平沢) 般若橋上流(市原市田尾) 五反目乱杭(市原市上原) 高坂下(市原市高坂) 相川淵(市原市相川) 足ヶ谷淵(市原市大坪字足ヶ谷) 修業橋から上流(夷隅郡大多喜町会所及び栗又) 松川(夷隅郡大多喜町栗又) 不動橋から上流の小田代川(夷隅郡大多喜町面白及び小田代) 小倉野部落町道の橋	組合が標識をもって表示した区域では、遊漁をしてはならない。 標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。
	標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。
夷隅川河口から矢竹堰堤(いすみ市岬町桑田字滝ノ上七七四番地)までの区域を除く内共第四号の区域では、四月一日から六月三十日までの期間は、投網による遊漁をしてはならない。 標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。	
	標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。

から上流の夕木川(夷隅郡大多喜町大田代及び筒森)右区域では、四月十日から五月三十一日までの期間は遊漁を  
してはならない。  
小山橋から砂防ダムまで(市原市徳氏及び田淵旧日竹)  
老川橋上下流各六百メートル(夷隅郡大多喜町小田代)  
国本稲淵から大久保鉄橋下まで(市原市国本)  
旅館喜代元下から中瀬キャンプ場二つ目の渡まで(市原市戸面から夷隅郡大多喜町葛藤)  
右区域では、一月一日から九月二十五日まで及び十月一日から十二月三十一日までの期間は投網による遊漁をしてはならない。  
あゆを対象とするルアー釣りは日竹橋(砂防ダム)より上流域において禁止する。  
標識をもって表示した産卵場の区域にお

遊漁料の額及びその納付方法		一般遊漁料の額(手釣及び竿釣)		体長制限(採捕の禁止)	いては、表示期間中は遊漁をしてはならない。
特別遊漁料の額(投網、四手網、たも網及びさ手網)	一日	一年	一日	採捕の禁止	
		あゆ 七千七百円 こい 四千四百円 ふな 四千四百円 おいかわ 四千四百円 うぐい 四千四百円 うなぎ 四千四百円 わかさぎ 四千四百円	あゆ 二千二百円 こい 六百六十円 ふな 六百六十円 おいかわ 六百六十円 うぐい 六百六十円 うなぎ 六百六十円 わかさぎ 六百六十円	こい(全長十八センチメートル以下) うなぎ(全長二十三センチメートル以下)	
		あゆ 四千円 こい 四千円 ふな 四千円 おいかわ 四千円 うぐい 四千円 うなぎ 四千円 わかさぎ 四千円	あゆ 千円 こい 四百五十円 ふな 四百五十円 おいかわ 四百五十円 うぐい 四百五十円 うなぎ 四百五十円 わかさぎ 四百五十円	こい(全長十八センチメートル以下) うなぎ(全長二十三センチメートル以下) にじます(全長十五センチメートル以下)	
		あゆ 五千円 こい 二千円 ふな 二千円 おいかわ 二千円	あゆ 二千円 こい 三百円 ふな 三百円 おいかわ 三百円	こい(全長十八センチメートル以下)	
		あゆ 七千七百円 こい 四千四百円 ふな 四千四百円 おいかわ 四千四百円 うぐい 四千四百円 うなぎ 四千四百円	あゆ 二千二百円 こい 六百六十円 ふな 六百六十円 おいかわ 六百六十円 うぐい 六百六十円 うなぎ 六百六十円	こい(全長十八センチメートル以下) うなぎ(全長二十三センチメートル以下)	
		こい 二千円 ふな 二千円 うなぎ 二千円	こい 三百円 ふな 三百円 うなぎ 三百円	同上	

遊漁承認証等に関する事項  二 遊漁承認証の交付は、遊漁料の納付場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。	遊漁承認証等に関する事項	遊漁料の納付場所等	小・中学校の生徒、肢体不自由者及び年齢六十五歳以上の者	組合の認めた組合員以外の特別の者及び未就学の幼児	一年	あゆ こい ふな おいかわ うぐい うなぎ わかさぎ 一万二千元
	一 組合は遊漁の承認をしたときは、別記様式第二号の遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。	養老川漁業協同組合 (市原市国本六四番地の一)及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に三百円を付加して得た額とする。	小櫃川漁業協同組合 (君津市川俣旧押込六〇番地一)及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に五百五十円を付加して得た額とする。	無料 (年齢六十五歳以上の者を除く。)	無料 (組合の認めた組合員以外の特別の者を除く。)	あゆ こい ふな おいかわ うぐい うなぎ わかさぎ 七千元
		湊川漁業協同組合(富津市長崎三一三番地一)又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に二百円を付加して得た額とする。	一般遊漁料の二分の一に相当する額 (年齢六十五歳以上の者を除く。)	同上	同上	あゆ こい ふな おいかわ うぐい うなぎ わかさぎ 八千元 (投網に限る。)
		夷隅川漁業協同組合(夷隅郡大多喜町新丁一六七番地一)又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に三百円を付加して得た額とする。	一般遊漁料の二分の一に相当する額	同上	同上	あゆ こい ふな おいかわ うぐい うなぎ わかさぎ 一万一千元 (投網に限る。)
		南白亀川漁業協同組合(長生郡白子町刺金二、四六六番地)又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に百円を付加して得た額とする。	同上	同上	同上	こい ふな うなぎ 四千元 (投網に限る。)

県内共通遊漁の承認等に関する事項

三 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

一 ア表の全ての漁場の区域において、イ表上欄の魚種を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、あらかじめ、同表下欄の遊漁料を納付し、当該遊漁について千葉県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

イ表

漁場の区域(漁業権の免許番号)

養老川(内共第一号)、小櫃川(内共第二号)、湊川(内共第三号)、夷隅川(内共第四号)、南白亀川(内共第五号)、栗山川(内共第六号)、手賀沼(内共第七号)、印旛沼(内共第八号)、利根川(内共第十一号)

イ表

魚種	漁具漁法	遊漁料(二年)
あゆ及びにじますを除く漁業権の内容	手釣及び竿釣 <small>さおづり</small>	六千円

二 遊漁料の納付及び別記様式第三号の遊漁承認証の交付場所は、千葉県内水面漁業協同組合連合会(千葉市中央区新宿二丁目三番八号水産会館五階)、養老川漁業協同組合(市原市国本六四番地の一)、小櫃川漁業協同組合(君津市川俣旧押込六〇番地一)、湊川漁業協同組合(富津市長崎三二三番地一)、夷隅川漁業協同組合(夷隅郡大多喜町新丁一六七番地一)、南白亀川漁業協同組合(長生郡白子町刺金二、四六六番地)、栗山川漁業協同組合(香取郡多古町多古一、〇三七番地)、手賀沼漁業協同組合(柏市曙橋一番地)、我孫子手賀沼漁業協同組合(我孫子市我孫子新田子の神下一〇一番地)、印旛沼漁業協同組合(成田市北須賀上外埜一、六二二番地二)、北総漁業協同組合(香取市阿玉川八七二番地の一)、笹川漁業協同組合(香取郡東庄町笹川い五、二二四番地六)、中利根漁業協同組合(銚子市桜井町七六番地の一)及び千葉県内水面漁業協同組合指定販売店又は千葉県内水面漁業協同組合連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

遊漁に際し守るべき事項

一 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

二 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

三 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

四 遊漁者は、組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

漁場監視員に関する事項

一 漁場監視員は、遊漁者に対し、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

二 漁場監視員は、別記様式第四号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

違反者に対する措置に関する事項

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

試験研究等を目的とする採捕に関する事項

試験研究等を目的とする採捕であつて組合が必要と認めた場合は、遊漁料の納付を免除し、遊漁規則の制限又は禁止に関する規定を適用しないことができる。

遊漁規則の施行年月日	
令和五年九月一日	ただし、あゆを対象とするルアー釣りに使用する釣り針の本数の制限及び禁止区域の規定は、令和六年六月一日から施行することとし、それまでの期間はあゆを対象としたルアー釣りは全区域において禁止する。
令和五年九月一日	同上
同上	同上
同上	同上

遊漁規則一覧表(その二)	
遊漁規則の名称	栗山川漁業協同組合内共第六号第五種共同漁業権遊漁規則
漁業権者の名称及び住所	栗山川漁業協同組合 香取郡多古町多古一、〇三七番地
遊漁の承認及び遊漁料の納付義務	内共第六号 一 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。 二 遊漁の承認申請は、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあつては口頭で、その他の場合にあつては別記様式第一号の遊漁承認申請書の提出又はオンラインシステムによりしなければならない。 三 組合は、遊漁の承認申請があつたときは、手釣及び竿釣による遊漁の場合にあつてはこの規則の違反者に対する措置を行った場合を、その他の場合にあつては当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又はこの規則の違反者に対する措置を行った場合を除き、承認をするものとする。 四 遊漁者は、直ちに、遊漁料を組合に納付しなければならない。
漁業権の免許番号	内共第七号
	手賀沼漁業協同組合及び我孫子手賀沼漁業協同組合内共第七号第五種共同漁業権遊漁規則
	手賀沼漁業協同組合ほか一 組 柏市曙橋一番地
	内共第八号
	印旛沼漁業協同組合 成田市北須賀上外埜一、六二二番地二
	内共第十一号
	笹川漁業協同組合ほか二組 香取郡東庄町笹川い五、二一四番地六
遊漁についての制限の範囲	手釣、竿釣、たも網、さ手網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。
漁具漁法の制限(使用の範囲)	手釣、竿釣、たも網、さ手網及び四手網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。
	同上

法 遊漁料の額及 びその納付方 額(手釣及び 竿釣)	一般遊漁料の 額(手釣及び 竿釣)	一日	体長制限(採捕の禁止)	遊漁の禁止区域及び期間	遊漁の期間					
					こい	ふな	うなぎ	わかさぎ	もつこ	
こい ふな うなぎ	四百円		こい(全長十八センチメートル以下) うなぎ(全長二十三センチメートル以下)	標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。	一月一日から十二月三十一日まで	同上	同上	同上	同上	たも網(直径五十センチメートル以下)さ手網(端口五十センチメートル以下)四手網(網目の大きさを一・六センチメートル以上)
こい ふな うなぎ わかさぎ	五百円		同上	柏市戸張地先、同市布瀬地先、同市箕輪地先、同市五条谷地先及び我孫子市都部新田地先の禁漁標示区域では、遊漁をしてはならない。標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。	一月一日から十二月三十一日まで	同上	同上	同上	同上	四手網(網目の大きさを一・六センチメートル以上)
こい ふな うなぎ わかさぎ もつこ	五百円		同上	別図に示す禁漁区①から⑨までの各区域では、遊漁をしてはならない。標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。	一月一日から十二月三十一日まで	同上	同上	同上	同上	四手網(網目の大きさを一・六センチメートル以上)
こい ふな うなぎ	三百円		同上	利根川河口堰から上流百十メートルまでの区域では遊漁をしてはならない。標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。	同上	同上	同上	同上	同上	

遊漁承認証等に関する事項	遊漁料の納付場所等	小・中学校の生徒、肢体不自由者及び年齢六十五歳以上の者	組合の認めた組合員以外の特別の者及び未就学の幼児	特別遊漁料の額(投網、四手網、たも網及びさ手網)	一年	
	栗山川漁業協同組合(香取郡多古町多古一、〇三七番地)及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に百円を付加して得た額とする。	一般遊漁料の二分の一に相当する額	無料 (組合の認めた組合員以外の特別の者を除く。)	こ ふ な い う な ぎ	う ふ こ な い う な ぎ	三年
	手賀沼漁業協同組合(柏市曙橋一番地)、我孫子手賀沼漁業協同組合(我孫子市我孫子新田子の神下一〇一番地)及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとする。ただし、手釣及び竿釣の場合には当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することもできる。	一般遊漁料の二分の一に相当する額 (年齢六十五歳以上の者を除く。)	無料(未就学の幼児)	こ ふ な い う な ぎ わ か さ ぎ	う ふ こ な い う な ぎ わ か さ ぎ	三年
	印旛沼漁業協同組合(成田市北須賀上外埜一、六二二番地二)及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に百円を付加して得た額とする。	一般遊漁料の二分の一に相当する額	無料 (組合の認めた組合員以外の特別の者を除く。)	こ ふ な い う な ぎ わ か さ ぎ も つ ご	う ふ こ な い う な ぎ わ か さ ぎ も つ ご	三年
北総漁業協同組合(香取市阿玉川八七二番地の一)、笹川漁業協同組合(香取郡東庄町笹川い五、二一四番地六)、中利根漁業協同組合(銚子市桜井町七六番地の一)及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に百円を付加して得た額とする。	同上	同上	同上	こ ふ な い う な ぎ	二年	

一 組合は遊漁の承認をしたときは、別記様式第二号の遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

<p>県内共通遊漁の承認等に関する事項</p>	<p>二 遊漁承認証の交付は、遊漁料の納付場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。 三 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>						
<p>遊漁に際し守るべき事項</p>	<p>一 ア表の全ての漁場の区域において、イ表上欄の魚種を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、あらかじめ、同表下欄の遊漁料を納付し、当該遊漁について千葉県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。 イ表 ア表</p>						
<p>漁場監視員に関する事項</p>	<p>一 漁場監視員は、遊漁者に対し、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。 二 漁場監視員は、別記様式第四号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>						
<p>違反者に対する措置に関する事項</p>	<p>組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。</p>						
<p>試験研究等を目的とする採捕に関する事項</p>	<p>試験研究等を目的とする採捕であつて組合が必要と認めた場合は、遊漁料の納付を免除し、遊漁規則の制限又は禁止に関する規定を適用しないことができる。</p>						
<p>試験研究等を目的とする採捕に関する事項</p>	<p>二 遊漁料の納付及び別記様式第三号の遊漁承認証の交付場所は、千葉県内水面漁業協同組合連合会(千葉県中央区新宿二丁目三番八号水産会館五階)、養老川漁業協同組合(市原市国本六四番地の一)、小櫃川漁業協同組合(君津市川俣旧押込六〇番地の一)、湊川漁業協同組合(富津市長崎三一三番地の一)、夷隅川漁業協同組合(夷隅郡大多喜町新丁一六七番地の一)、南白亀川漁業協同組合(長生郡白子町刺金二、四六六番地)、栗山川漁業協同組合(香取郡多古町多古一、〇三七番地)、手賀沼漁業協同組合(柏市曙橋一番地)、我孫子手賀沼漁業協同組合(我孫子市我孫子新田子の神下一〇一番地)、印旛沼漁業協同組合(成田市北須賀上外壱一、六二二番地二)、北総漁業協同組合(香取市阿玉川八七二番地の一)、笹川漁業協同組合(香取郡東庄町笹川一五、二一四番地六)、中利根漁業協同組合(銚子市桜井町七六番地の一)及び千葉県内水面漁業協同組合連合会指定販売店又は千葉県内水面漁業協同組合連合会が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。</p>						
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1029 761 1141 1176"> <p>魚種</p> </td> <td data-bbox="1029 1176 1141 1973"> <p>養老川(内共第一号)、小櫃川(内共第二号)、湊川(内共第三号)、夷隅川(内共第四号)、南白亀川(内共第五号)、栗山川(内共第六号)、手賀沼(内共第七号)、印旛沼(内共第八号)、利根川(内共第十一号)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="917 761 1029 1176"> <p>あゆ及びにじますを除く漁業権の内容</p> </td> <td data-bbox="917 1176 1029 1973"> <p>漁具漁法 遊漁料(一年) 六千円</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="917 761 917 1176"> <p>魚種</p> </td> <td data-bbox="917 1176 917 1973"> <p>手釣及び竿釣</p> </td> </tr> </table>	<p>魚種</p>	<p>養老川(内共第一号)、小櫃川(内共第二号)、湊川(内共第三号)、夷隅川(内共第四号)、南白亀川(内共第五号)、栗山川(内共第六号)、手賀沼(内共第七号)、印旛沼(内共第八号)、利根川(内共第十一号)</p>	<p>あゆ及びにじますを除く漁業権の内容</p>	<p>漁具漁法 遊漁料(一年) 六千円</p>	<p>魚種</p>	<p>手釣及び竿釣</p>	<p>イ表 ア表</p>
<p>魚種</p>	<p>養老川(内共第一号)、小櫃川(内共第二号)、湊川(内共第三号)、夷隅川(内共第四号)、南白亀川(内共第五号)、栗山川(内共第六号)、手賀沼(内共第七号)、印旛沼(内共第八号)、利根川(内共第十一号)</p>						
<p>あゆ及びにじますを除く漁業権の内容</p>	<p>漁具漁法 遊漁料(一年) 六千円</p>						
<p>魚種</p>	<p>手釣及び竿釣</p>						



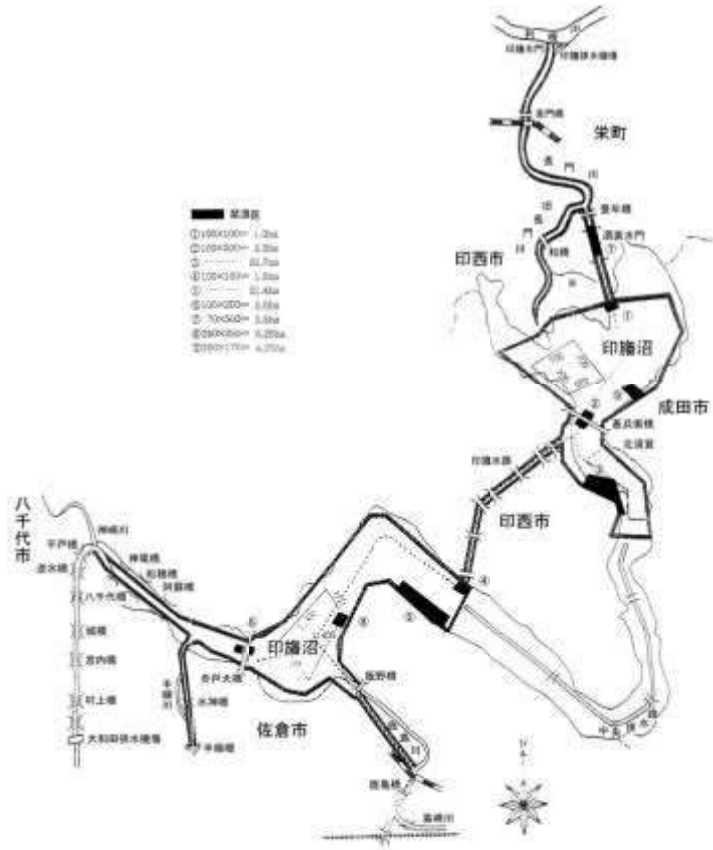


遊漁の禁止区域及び期間		遊漁の期間				遊漁の制限の範囲	漁具漁法の制限(使用の範囲)	遊漁についての制限の範囲
体長制限(採捕の禁止)	遊漁の禁止区域及び期間	こい				遊漁の期間	漁具漁法の制限(使用の範囲)	遊漁についての制限の範囲
		うなぎ	おいかわ	うぐい	ふな			
こい(全長十八センチメートル以下) うなぎ(全長二十三センチメートル以下)	標識をもって表示した産卵場の区域において、表示期間中は遊漁をしてはならない。	一月一日から十二月三十一日まで	同上	同上	一月一日から十二月三十一日まで	手釣、竿釣、たも網、さ手網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。 四手網(網目の大きさ一・六センチメートル以上)	手釣、竿釣、たも網、さ手網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。	
こい(全長十八センチメートル以下)	内共第十三号の漁業権区域のうち、基点三十号(君津市人見地先周西橋下流端から下流百七十メートルの点(小糸川右岸))と基点三十一号(同左岸)を結んだ線から上流五十メートルまでの区域では遊漁をしてはならない。標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。	一月一日から十二月三十一日まで	同上	同上	同上	手釣、竿釣、たも網、さ手網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。 たも網、四手網及び投網(網目の大きさ一・六センチメートル以上)	手釣、竿釣、たも網、さ手網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。	
こい(全長十五センチメートル以下) (茨城県の区域に限る。) こい(全長十八センチメートル以下) (千葉県及び埼玉県に限定する。) うなぎ(全長二十三センチメートル以下) (千葉県及び茨城県の区域に限る。)	茨城県猿島郡五霞町地先利根川閘宿水閘門堰堤上流端から上流五十メートルまでの区域では、網漁具を使用して遊漁をしてはならない。標識をもって表示した産卵場の区域においては、表示期間中は遊漁をしてはならない。	一月一日から十二月三十一日まで	同上	同上	一月一日から十二月三十一日まで (千葉県及び埼玉県に限定する。) 六月十一日から翌年五月十日まで (茨城県の区域に限る。)	手釣、竿釣、たも網、さ手網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。 四手網(網目の大きさ一・六センチメートル以上(千葉県区域) 網目の大きさ二・三センチメートル以上(十四節以下)(茨城県区域))	手釣、竿釣、たも網、さ手網、四手網及び投網以外の漁具漁法によって遊漁をしてはならない。	ち埼玉県の区域内において手釣及び竿釣(ルール釣りを除く。)により遊漁をする場合に限り、遊漁の承認を受け、遊漁料を納めた者とみなす。

遊漁料の額及びその納付方法		一般遊漁料の額(手釣及び竿釣)		特別遊漁料の額(投網、四手網、たも網及びさ手網)		組合の認めた組合員以外の特別の者及び未就学の幼児		小・中学校の生徒、肢体不自由者及び年齢六十五歳以上の者		遊漁料の納付場所等	
一年	一日	一年	一日	一年	一日	一年	一日	一年	一日	一年	一日
うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい
二百円	二百円	二千円	二千円	三千円	三千円	無料 (組合の認めた組合員以外の特別の者を除く。)	無料 (組合の認めた組合員以外の特別の者を除く。)	一般遊漁料の二分の一に相当する額	一般遊漁料の二分の一に相当する額	佐原漁業協同組合(香取市扇島一、八四〇番地一)及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に百円を付加して得た額とする。	同上
うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい	同上	同上	同上	同上	小糸川漁業協同組合(君津市久保二丁目一三番一号君津市役所内)及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、右欄の遊漁料に百円を付加して得た額とする。	同上
三百円	三百円	二千円	二千円	七千円	七千円	無料(未就学の幼児)	無料(未就学の幼児)	一般遊漁料の二分の一に相当する額(年齢六十五歳以上の者を除く。)	一般遊漁料の二分の一に相当する額(年齢六十五歳以上の者を除く。)	手賀沼漁業協同組合(柏市曙橋一等地)、印旛沼漁業協同組合(成田市北須賀上外壱一、六二二番地二)、新利根漁業協同組合(茨城県稲敷市江戸崎甲四、三六八番地五)、鬼怒利根漁業協同組合(茨城県常総市内守谷町一、八六三番地)、埼玉県北部漁業協同組合(埼玉県加須市騎西五一番地七)及び組合指定販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は、右欄のとおりとする。	同上
三百円	三百円	二千円	二千円	三百円	三百円	無料(未就学の幼児)	無料(未就学の幼児)	一般遊漁料の二分の一に相当する額(年齢六十五歳以上の者を除く。)	一般遊漁料の二分の一に相当する額(年齢六十五歳以上の者を除く。)	同上	同上
うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい	うなぎ ふな こい	無料(未就学の幼児)	無料(未就学の幼児)	一般遊漁料の二分の一に相当する額(年齢六十五歳以上の者を除く。)	一般遊漁料の二分の一に相当する額(年齢六十五歳以上の者を除く。)	同上	同上
三百円	三百円	二千円	二千円	三千円	三千円	無料(未就学の幼児)	無料(未就学の幼児)	一般遊漁料の二分の一に相当する額(年齢六十五歳以上の者を除く。)	一般遊漁料の二分の一に相当する額(年齢六十五歳以上の者を除く。)	同上	同上

<p>遊漁承認証等に関する事項</p>			<p>る。ただし、手釣及び竿釣の場合には当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することもできる。</p>
<p>遊漁承認証等に関する事項</p>	<p>一 組合は遊漁の承認をしたときは、別記様式第二号の遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。 二 遊漁承認証の交付は、遊漁料の納付場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。 三 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p>		
<p>遊漁に際し守るべき事項</p>	<p>一 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。 二 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。 三 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。 四 遊漁者は、組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。</p>		
<p>漁場監視員に関する事項</p>	<p>一 漁場監視員は、遊漁者に対し、遊漁規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。 二 漁場監視員は、別記様式第四号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。</p>		
<p>違反者に対する措置に関する事項</p>	<p>組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。</p>		
<p>試験研究等を目的とする採捕に関する事項</p>	<p>試験研究等を目的とする採捕であつて組合が必要と認めた場合は、遊漁料の納付を免除し、遊漁規則の制限又は禁止に関する規定を適用しないことができる。</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>
<p>遊漁規則の施行年月日</p>	<p>令和五年九月一日</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>

別図(印旛沼禁漁区)



別記様式第一号 遊漁承認申請書

遊漁承認申請書

〇〇漁業協同組合代表理事組合長 様

(住所)  
(氏名)  
(年齢)

下記のとおり遊漁の承認を申請します。

記

魚 種 ( )

漁具・漁法 ( )

遊漁区域 ( )

遊漁期間 ( )

(表)

No

遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認します。

記

遊 漁 者	(住所)	
	(氏名)	(年齢)

承認期間 ( )  
 魚種 ( )  
 漁具・漁法 ( )  
 遊漁区域 ( )  
 遊漁料 ( )

発行者  
 ○○漁業協同組合 印

(裏)

注意事項

- 1 この証は、漁業法第170条によって当組合が定めた内共第○号第5種共同漁業権遊漁規則に基づき発行するものです。
- 2 この証は、表記承認期間、魚種、遊漁区域等に有効です。
- 3 この証は、遊漁の際は必ず携帯してください。
- 4 この証は、表記遊漁者以外は使用できません。
- 5 この証は、漁場監視員の要求があったときは掲示しなければなりません。
- 6 遊漁に際しては、遊漁規則をお守りください。
- 7 発行者の捺印のないものは無効です。

表

No

遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認します。

記

遊 漁 者	(住所)	
	(氏名)	(年齢)

承認期間 ( )  
 魚種 ( )  
 漁具・漁法 ( )  
 遊漁区域 ( )  
 遊漁料 ( )

発行者  
 千葉県内水面漁業協同組合連合会 印

裏

注意事項

- 1 この証は、漁業法第170条の規定によるものであり、当連合会が関係する漁業協同組合の委任を受けて発行するものです。
- 2 この証は、表記承認期間、魚種、遊漁区域等に有効です。
- 3 この証は、遊漁の際は、必ず携帯してください。
- 4 この証は、表記遊漁者以外は使用できません。
- 5 この証は、漁場監視員の要求があったときは掲示しなければなりません。
- 6 遊漁に際しては、遊漁規則をお守りください。
- 7 指定販売店等取扱者印のないものは無効です。
- 8 この証の再発行はいたしません。

取扱者 印

(表)

No

漁場監視員証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。

記

(氏名)	(年齢)
------	------

有効期間 ( )

発行者

〇〇漁業協同組合 印

(裏)

注意事項

- 1 漁場監視員は、当組合が認可を受けた内共第〇号に係る遊漁規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、この証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

公 告

環境影響評価方法書の送付及び縦覧等

千葉県環境影響評価条例(平成十年千葉県条例第二十六号)第七条の規定により、株式会社T&Hエコみらいから廃棄物焼却等施設の新設(仮称)株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業)に係る環境影響評価方法書の送付があった。

その環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、千葉県環境影響評価条例第九条第一項の規定により、その環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる。

なお、その事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、対象事業の名称、種類及び規模、対象事業実施区域、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲、環境影響評価方法書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間、環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先等並びに方法書説明会の開催日時及び開催場所は、次のとおりである。

令和五年九月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
株式会社T&Hエコみらい 代表取締役社長 徳山重男 東京都港区芝公園二丁目四番一号A―一〇階
- 二 対象事業の名称、種類及び規模  
(仮称)株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業 廃棄物焼却等施設の新設  
一日当たりの処理能力三百三十トン
- 三 対象事業実施区域  
市原市八幡海岸通一番一の一部
- 四 対象事業に係る環境影響を受けると認められる地域の範囲  
千葉市及び市原市
- 五 環境影響評価方法書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間
  - 1 縦覧場所  
千葉県環境生活部環境政策課並びに千葉市環境局環境保全部環境保全課及び中央区役所総務課並びに市原市環境部環境管理課及び市原市役所市原支所
  - 2 縦覧期間  
令和五年九月五日から十月四日まで(千葉県の休日に関する条例(平成元年千葉県条例第一号)第一条に規定する県の休日を除く。)
  - 3 縦覧時間  
午前九時から午後五時まで
- 六 環境影響評価方法書についての意見書の提出期限及び提出先等